

法制審議会刑事法（情報通信技術関係）部会 第10回会議配布資料	14
------------------------------------	----

検討のためのたたき台
(電磁的記録を提供させる強制処分の創設)
改訂版

第1-3 電磁的記録を提供させる強制処分の創設（改訂版）

1 考えられる制度の枠組み

(1) 裁判所による電磁的記録の提供命令

裁判所は、必要があるときは、電磁的記録を保管する者その他これを利用する権限を有する者に命じて、電磁的記録を提供させることができるものとする。

(2) 捜査機関による電磁的記録の提供命令

検察官、検察事務官又は司法警察員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、裁判官の発する令状により、(1)に定める者に命じて、電磁的記録を提供させることができるものとする。

2 検討課題

(1) 裁判所による電磁的記録提供命令

① 考えられる制度の枠組み(1)について、次のような規律を設けるか。

ア 裁判所は、必要があるときは、証拠電磁的記録（証拠となる電磁的記録と思量するものをいう。以下同じ。）を保管する者その他証拠電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて、裁判所が指定する記録媒体に記録させ、又は移転させる方法により証拠電磁的記録を提供させることができるものとし、ただし、裁判所が指定する記録媒体に移転させる方法による提供は、証拠電磁的記録を保管する者に対してのみ命じることができるものとする。

イ アの命令は、提供させるべき証拠電磁的記録、提供させるべき者及び提供の方法を明らかにしてするものとする。

② 「没収すべき電磁的記録と思量するもの」も対象とするか（考えられる制度の枠組み(2)についても同様）。

③ 第1回公判期日前に限り、証拠保全のため、被告人・被疑者及び弁護人は、考えられる制度の枠組み(1)の命令を裁判官に請求できるものとするか。

(2) 捜査機関による電磁的記録提供命令

① 考えられる制度の枠組み(2)について、次のような規律を設けるか。

ア 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、裁判官の発する令状により、証拠電磁的記録を保管する者その他証拠電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて、検察官、検察事務官又は司法警察職員が指定する記録媒体に記録させ、又は移転させる方法により証拠電磁的記録を提供させることができるものとし、ただし、検察官、検察事務官又は司法警察職員が指定する記録媒体に移転させる方法による提供は、証拠電磁的記録を保管する者に対してのみ命じることができるものとする。

イ アの令状には、被疑者又は被告人の氏名、罪名、提供させるべき証拠電磁的記録、提供させるべき者、提供の方法、有効期間及びその期間経過後は提供を命じることができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならないものとする。

② 考えられる制度の枠組み(2)について、他にどのような規律を設けるべきか。

(3) 命令拒絶事由

考えられる制度の枠組み(1)又は(2)の命令により提供を命じられた電磁的記録が公務員等が保管等するものであるとき及びこれらの命令を受けた者が医師等であるときについて、刑事訴訟法第103条から第105条までと同様の規律を設けるか。

(4) 移転をさせた電磁的記録の原状回復措置

考えられる制度の枠組み(1)又は(2)の命令により移転をさせた電磁的記録についての原状回復措置について、次のような規律を設けるか。

ア (1)①アの命令により移転をさせた証拠電磁的記録について、当該命令を受けた者に当該証拠電磁的記録を利用させないこととする理由がなくなったときは、被告事件の終結を待たないで、決定で、当該者に対し、当該証拠電磁的記録の複写を許し、又は当該証拠電磁的記録が記録された記録媒体を交付しなければならないものとする。

イ 検察官、検察事務官又は司法警察職員がする(2)①アの命令により移転させた証拠電磁的記録についても、アと同様とする。

(5) 不服申立て

考えられる制度の枠組み(1)及び(2)について裁判所(官)がした裁判並びに検察官・検察事務官・司法警察職員がした処分に対する不服申立てについて、次のような規律を設けるか。

ア 裁判所がした(1)①アの命令又は(4)アの複写の許可若しくは記録媒体の交付に関する決定に対しては、抗告をすることができるものとする。

イ 検察官、検察事務官又は司法警察職員がした(2)①アの命令又は(4)イにおいて同様とする(4)アの処分に対しては、準抗告をすることができるものとする。

(6) 命令に違反する行為についての罰則

① 考えられる制度の枠組み(1)又は(2)の命令を受けた者がこれに違反した場合について、刑事罰を設けるか。命令に違反する行為をした者が法人の業務に関して当該行為をした場合には、当該法人も罰するものとするか。

② ①の命令違反行為を処罰する罰則の法定刑は、どのようなものとするか。